

**令和 8 年度三重県介護人材情報発信事業委託業務
仕 様 書**

1 事業目的

本県においては、国内人材の確保等の取組を講じてもなお介護人材は不足しており、令和 6 年 7 月にインドネシア保健省との間で MOU を締結するなど、外国人介護人材の確保の取組を強化している。

一方で、近年では、アジア諸国の経済発展が続いており、日本の円安や物価高騰等の影響もあり、従来どおりに外国人介護人材を確保することが難しくなっている。

こうしたことから、外国人介護人材の新たな送出国のルートを開拓するにあたり、人材の送り出しが期待できる国で、介護分野の特定技能・留学の在留資格で日本での就労等を検討する者を対象とした介護人材現地セミナーを開催するなど、県内介護施設等の魅力を伝える情報発信活動を行う。

2 事業実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3 業務内容

（1）対象国について

①訪問国の選定

今後、「特定技能」や「留学」の在留資格による介護人材の送出しの促進が期待される国（インドネシア、ベトナム、フィリピン、ネパール、ミャンマー、スリランカ等の特定技能に関する二国間の協力覚書締結国）から 2 か国を訪問国として選定する。

＜参考：令和 7 年度に介護人材現地セミナー実施国＞

インドネシア、ネパール、スリランカ

②企画書の作成

訪問国 2 か国とその選定理由を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

（2）介護人材現地セミナーの運営・実施

①事業の概要

介護分野の特定技能・留学の在留資格で日本での就労等を目指す学生又は現地日本語学校への入学を検討する者等を対象として、三重県や三重県の介護施設等における就労の魅力を P R する介護人材現地セミナーを企画し、運営、進行管理等を実施すること。

○開催回数

対象国ごとに、各 1 回以上

○目標参加人数

訪問国ごとに、50 名以上

○実施内容

＜第一部：三重県の紹介＞

三重県の魅力を P R する。（1 時間程度。県が説明）

なお、県は対面での参加は行わない。（オンライン又は動画で参加となる。）

＜第二部：三重県の介護施設等の紹介＞

三重県の介護施設等における就労の魅力を学生等に P R する。

（1 時間程度。受託者が説明）

②企画書の作成

セミナーの具体的な実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・セミナーの実施体制
- ・セミナーのプログラム
- ・セミナーの実施場所
- ・セミナーの開催時期
- ・参加者の集客方法
- ・事前調整の実施方法
- ・当日の運営体制
- ・現地の関係機関との連携体制、連携方法

③会場の選定・手配

- ・セミナーが支障なく開催できる広さの会場を確保し、会場内のレイアウトはセミナーが円滑に行えるように配置すること。

④運営及び管理

- ・プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、進行台本等を作成すること。
- ・司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ、通信環境等）等の必要な人員、機材の手配を行うこと。
- ・セミナーで使用するプレゼンテーション資料（現地の言語対応）を作成すること。
- ・セミナーは現地の言語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。
- ・会場装飾については、参加者にわかりやすい案内表示や、三重県の P R につながる簡単な展示を行うなど、創意工夫を図ること。
- ・特定の介護施設の利益ではなく、県内介護業界全体の利益に繋がる内容とすること。
- ・「第二部：三重県の介護施設等の紹介」は、県内介護施設等における外国人介護

人材の受入れ実態や課題を踏まえた内容とすること。

- ・現地の関係機関等と緊密に連携を図ること。

(3) 受託者が企画提案する介護人材の送出しの促進が期待される取組

訪問国からの今後の介護人材の送出しの促進に繋がる取組（介護人材現地セミナー以外の取組）を受託者が企画提案し、実施すること。

＜提案例＞

- ・現地機関（送り出し機関、相手国政府など）との具体的な連携や関係構築の取組
- ・介護の魅力発信の取組（動画の作成及び放映など）
- ・三重県を周知する取組

4 業務完了報告

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日のいずれか早い日までに、紙媒体1部、電子データ1部を県に提出すること。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこ

と。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。
- オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 留意事項

- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除す

ることができるものとする。

エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班

担当：渡邊

電話番号：059-224-2262

メールアドレス：chojus@pref.mie.lg.jp